

## 第4 まとめ

### 1 活動内容について

現在の活動状況については、「とても活発」「どちらかというと活発」が8割以上を占めており、連携地域別では「道南」「十勝」で活発な活動を行っているという回答した法人の割合が高く、「釧路・根室」では「あまり活発ではない」と回答した割合がやや高かった。

また、主な活動分野については、「保健、医療又は福祉の増進」とした法人が4割強であった。

現在活動を行っていないと回答した法人は42法人あり、その理由として「活動資金の不足」をあげた法人が2割強と最も高かった。

「法人の新たな事業を開始し、継続するための資金援助」を必要とする法人が半数近くある一方で、「法人運営のための資金援助」を行政に求める法人が半数を超えており、法人運営そのものに課題をかかえる法人が多く存在することがうかがわれる。

法人が事業展開に必要な資金を確保する方法の一つとして、市民や企業からの寄附金や助成金の活用が考えられるほか、補助事業や委託事業などに積極的に応募し、事業資金の獲得に取り組むことが望まれる。

### 2 組織体制について

#### (1) 会員の状況

正会員が50人未満である法人は6割を超えており、賛助会員が50人未満である法人は3割強となっている。法人設立時からの会員数の推移については「変わらない」とした法人が5割弱であり、活動が活発な法人ほど設立時から会員数が増えている。

#### (2) 事務所の所有状況

団体所有の専用事務所がある法人が約16%、民間施設内や公的施設内に有償で借りている法人が約34%、民間施設内や公的施設内に無償で借りている法人が約25%となっている。また、事務所はないとした法人が22%となっている。

所轄庁別にみると、北海道が所轄する法人では公的施設内に無償で借りている法人の割合が高く、札幌市が所轄する法人では民間施設内に有償で借りている法人の割合が高くなっている。

#### (3) 役員数、理事会の開催状況

役員総数が10人以上である法人は3割強となっている。

理事会の開催頻度は年1~2回が46%ほどを占め、活動が活発な法人ほど開催頻度が高い傾向にある。

また、事業計画を毎年作成し、理事会で承認を受けている法人は9割弱となっている。

なお、認定NPO法人の認定要件である「役員総数のうち、役員及びその役員の親族で構成されるグループの割合が1/3以下である」を満たしているのが93.4%、「役員総数の

うち、特定の法人の役員または使用人並びにこれらの者の親族で構成されるグループの人数の占める割合が 1/3 以下である」を満たしているのが 86.3%であった。

#### (4) 職員の状況

職員が 10 人以上いる法人は 1 割ほどであり、職員が 5 人未満である法人がほぼ半数を占めている。

職員がいる法人のうち、有給職員が 1 人以上いる法人は 6 割を占めている。

法人としての年間総人件費の平均値は約 10,900 千円であり、年間総人件費が 200 万円未満の法人が約 2 割となっており、500 万円未満の法人が 4 割強を占めている。

また、有給職員 1 人当たりの人件費が 200 万円未満である法人が約 6 割を占め、職員数が 10 人以上の比較的規模が大きい法人であってもこの割合は変わらない。

なお、常勤の有給職員に限ってみると、有給職員一人当たりの人件費が 200 万円未満の法人は 4 割程度となる。

また、業務ごとの管理やマネジメントについて、法人代表が関わっている法人は 8 割近くに上る。

こうしたことから、職員数が少なく、人材確保のために十分な人件費を確保することが難しい法人が存在し、そうした法人においては法人運営業務を職員が兼務するなどにより、職員に負荷がかかっていることが懸念される。活動の目的を理解してくれるボランティアの活用、他団体との連携等も視野に入れながら、法人が目的とする活動を実施することができる体制づくりを目指すことが求められる。

#### (5) 職員研修

職員が研修を受ける機会がないとした法人は 3 割弱であり、7 割強の法人が「職場外」あるいは「職場内」での研修の機会をもっている。職員の研修への参加頻度は、職場外の研修、職場内の研修のいずれも、年間 1~3 回までが 6 割ほどとなっている。

### 3 情報発信の取組みについて

#### (1) 情報発信の手段

情報発信のために利用したことのある手段として「自団体が運営するインターネット・ホームページやブログ」(56.9%)、「一般市民向けの会報誌、団体紹介用パンフレット、リーフレット」(37.0%)の割合が高かった。

インターネット・ホームページやブログの更新頻度については、約 6 割が月に数回以上の定期的な更新をしている一方で、「年に数回」が 32.3%と、十分な情報発信が行われているとはいえない状況もうかがえる。

#### (2) マスメディアの活用

3 割以上の法人が、「テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディア」を活用している。マスメディアを利用したことのある法人のうち、8 割強の法人が「新聞」を利用している。

また、所轄庁別にみると「新聞」を利用したことがある法人は、北海道が所轄する法人で85.8%であり、札幌市が所轄する法人の68.6%と比較して高くなっている。

一方で、マスメディアに取り上げられた回数については、「取り上げられたことはない」が35.5%となっている。所轄庁別でみると、1回でも取り上げられたことがある法人は、札幌市が所轄する法人で44.9%、北海道が所轄する法人で62.1%と、北海道が所轄する法人の割合が高い。

### (3) 一般向け会報誌の発行

一般向け会報誌を発行している法人について、会報誌の発行頻度が1回から4回までで6割を占める。年12回以上（月1回以上）のペースで発行している法人は、1割ほどであり、活動が活発な法人でその割合が高い。

会報誌が設置されている場所は、「道や市町村が設置する市民活動サポートセンター」（43.8%）、「町民センター、まちづくりセンターなどの公共施設」（45.4%）など行政機関の割合が高かった。

会報誌の設置箇所数は「1箇所」（17.9%）とした法人の割合が最も高かった。設置箇所数が5箇所未満である法人については、「道や市町村が設置する市民活動サポートセンター」「町民センター、まちづくりセンターなどの公共施設」などへの設置の割合が高く、設置箇所数10箇所以上になると「市役所、町村役場」（56.5%）、「病院などの医療機関」（33.9%）、「小売店、飲食店」（29.0%）、「小学校、中学校、高校、大学等」（27.4%）へ設置している割合も高くなる。

会報誌による活動周知を強化するためには、会報誌の設置場所を工夫して増やすなどの取り組みを進める必要がある。

## 4 公益的活動の実践状況

### (1) セミナー等の開催状況

一般市民を対象としたセミナーやイベントを開催したことがある法人が5割強となっており、活動が活発であるほど、その割合は高くなっている。セミナーやイベントの開催回数や参加延べ人数も、同様の傾向がみられる。

### (2) 受賞経験・企画提案への取り組み

行政や企業・団体から表彰を受けた経験があるとした法人は13%ほどである。

また、活動を通じて把握した新規の事業等について「企画提案に取り組んだことはない」との回答が59.7%と高くなっており、職員数の規模にかかわらず同様の傾向となっている。

### (3) 他主体との協働・連携

#### ア 他主体との協働実績

実際に協働の実績がある法人が半数ほどあるものの、その協働・連携の内容は、国や自治体といった行政機関からの委託事業、補助事業、助成事業の割合が高く、多様な

主体との協働・連携による活動が広がっているとは判断できない。

今後の他主体との協働については、「進めていく予定」「必要に応じて進めていく予定」である法人が約 8 割、「進めていく予定はない」とした法人が 2 割近くとなっている。

他主体と協働・連携して事業を行うことで、自法人が把握している地域課題について、問題意識の共通性の確認や、新たな課題の発見・認識にもつながると考えられる。積極的な協働・連携が進められることが期待される。

## イ 協働・連携しようとする際に課題となること

「他主体と協働・連携しようとする際に、障害となること」としては、「障害は特にない」が 42.9%と最も高い。その他、「活動内容が知られていない」(19.6%)、「他主体との人脈やつながりがない」(16.5%)、「当法人の活動と協働・連携できる相手がない」(12.2%)などがあげられている。

また、他主体との協働を進める予定がない法人では、その理由として「協働・連携のためのノウハウが十分でない」(42.6%)を選択している割合が高い。

「協働実績」について所轄庁別にみると、北海道が所轄する法人と比べ、札幌市が所轄する法人の方が「協働実績がない」という法人の割合が高くなっており、多くの活動主体が存在する都市部にあっても協働・連携に課題を抱えている法人がみられる。

また、地域の様々な主体と連携した活動を行うことで、普段は関わるのが少ない市民に自団体の活動を知ってもらうきっかけになり得る。活動団体同士の良好な関係を築き、連携・協働した取組みを行うことで、地域に活動が広がる可能性がある。

## (4) ボランティアの状況

法人の活動に携わったボランティアの人数について、延べ人数で 1 人でもいる法人の割合は 7 割弱であり、多くの法人でボランティアが活躍している。

ボランティアのうち、有償ボランティアがいない法人の割合は 39.1%であり、活動しているボランティアの多くは無償のボランティアであるといえる。

## 5 直近終了事業年度の財務状況

### (1) 収入総額・支出総額

総収入額・支出総額ともに、300 万円未満の法人の割合が 3 割弱と最も高い。

次いで、3,000 万円以上の法人の割合が 2 割強と高くなっており、「保健、医療、福祉」を主な活動分野としている法人では、総収入額が「3,000 万円以上」の法人が 3 割強を占めている。

### (2) 収入の状況

項目別の収入金額をみると、「補助金・助成金」、「事業収入」とともに、「300 万円未満」である法人が 3 割弱と最も多く、また、「寄附金収入」、「会費収入」とともに「10 万円未満」である法人が 2 割前後である。

法人が事業展開に必要とする資金を確保する方法の一つとして、市民や企業からの寄附金や助成金の活用が考えられるほか、補助事業や委託事業などに積極的に応募し、事業資金を獲得できるように積極的に取り組むことが必要である。

### (3) 寄附金の状況

2,000円以上の寄附者が1件でもある法人の割合は44.9%と、道内の半数程度の法人が市民からの寄附を受けて活動している。

一方、総収入額に占める寄附金額の割合は5%未満が約6割を占めており、収入に占める寄附金の割合は低くなっている。

### (4) 認定NPO法人制度におけるPST要件の充足状況

#### ア 相対値基準

「総収入額に占める寄附金の割合が20%以上であること」という相対値基準を満たしている法人の割合は9.7%であった。

#### イ 絶対値基準

「3,000円以上の寄附者（個人及び法人）が100名以上いること」という絶対値基準を満たしている法人の割合は1.9%であった。

## 6 会計・経理の状況

会計・経理については、「法人のほかの業務も兼務する会計担当者がある」（38.4%）、「特に決まった人はおらず、できる人がその都度担当している」（12.1%）が合わせて半数を占め、専門の担当者を置いているのは2割強である。

簿記の方法は、「複式簿記」が69.6%、「単式簿記」が25.5%であり、職員数が少ない法人ほど「単式簿記」の割合が高くなっている。

## 7 中間支援組織の利用状況

### (1) 中間支援組織の認知とその利用状況

中間支援組織について「あまり知らない」との回答した法人が55.8%と半数以上を占めている。

利用状況については、「北海道の市民活動促進センター」「市町村の市民活動促進センター」「民間団体の中間支援組織」ともに、1回でも利用経験がある団体の割合は12%～14%程度であり、あまり活用されていない状況がうかがえる。

このたびの調査により、道内の中間支援組織の存在について一定の周知を図ることができたと考えられるが、「北海道立市民活動促進センター」をはじめとする中間支援組織においては、各地のNPO法人への積極的な支援に取り組むことが望まれる。

なお、北海道立市民活動促進センターが運営する「市民活動団体情報提供システム」や、このシステムを活用して提供する情報をNPO法人がそれぞれの活動に活用することが

期待される。

## (2) 中間支援組織に求める役割

「団体の活動状況や助成事業等の情報収集・提供」(47.4%)が最も高く、次いで「行政や団体との仲介、連携、協働等のコーディネート」(36.4%)が高く、地域におけるネットワークづくりの支援が求められている。

また、広大な北海道においては、その役割を各地の中間支援組織が担うだけでなく、NPO法人同士が広域的に連携し、互いに助け合える関係をつくる必要がある。

## 8 認定(仮認定)NPO法人の認定に向けた取組みの状況

「認定NPO法人制度」について、「制度の内容を知っている」法人が約半数、「制度の名前を聞いたことがある」「知らない」法人が約半数という結果であった。

認定NPO法人制度による認定について、すでに認定を受けている法人が10法人、「認定」または「仮認定」の準備を進めている法人は57法人(5.8%)であった。

また、「申請の準備を進めている」(2.4%)、「仮認定申請の準備を進めている」(3.4%)、「関心はあるが、申請の準備を進めていない」(30.8%)を合わせて、何らかの関心がある法人が4割弱となっており、自由記入の中でも積極的な制度活用についての意見がみられる。

関心を持っているものの申請に至らない理由としては「認定要件を満たしていない」(43.2%)ことが大きな要因ではあるが、「日常業務で忙しいため必要な手続きを行う時間がない」(30.3%)の割合が高いことなどからも、手続きを進められる体制が整っていないことも要因の一つと考えられる。

## 9 NPO法人条例個別指定

条例個別指定については、制度の内容を知っている法人は1割強にとどまり、道内のNPO法人が制度を十分に認知していない状況である。

北海道または札幌市が条例個別指定を実施した場合、条例個別指定を「受けたいと思う」「要件によっては受けたいと思う」と回答した法人は34.5%、「関心はあるが、受けるかどうか分からない」が26.6%であり、何らかの関心を持っている法人は6割程度である。

また、条例個別指定を「受けたい」とした法人では、その後の「認定NPO法人」への申請について4割強が「申請したい」と回答しており、また、自由記入の中でも積極的に活用したいとの意見が見られる。

北海道では、平成24年度に北海道新しい公共支援事業により、各地で認定NPO法人制度に関する説明を行っており、そうした機会を通じて道内のNPO法人の制度に対する理解が進むことが期待される。

北海道及び札幌市では、条例個別指定制度の導入に向けた検討が進められており、これを契機とした道内各市町村による制度導入の進捗が期待される。

## 10 編集後記

本報告書は、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月末までの間に回収したアンケート調査をもとに取りまとめた。調査票が不達となった法人が多数あり、3 か月以上の調査期間にもかかわらず、回収率は 52.6%にとどまった。

また、調査結果では、一時的なものである可能性があるものの、役員数、役員に占める特定の役員と親族関係を有する者の割合の 2 点において、NPO 法違反の状況にある実態が明らかになった。

道内の NPO 法人数が年々増加傾向にある中で、運営の適正化を図り住民から支持や信頼を得て活動を進める法人が、北海道の新しい公共の担い手としての役割を果たしていくことが期待される。